



平成21年5月14日

各 位

会 社 名 パラマウントベッド株式会社
代表者名 代表取締役社長 木村 恭介
(コード番号 7960 東証第1部)
問合せ先 総務部長 北原 義春
(TEL 03-3648-1111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成21年6月26日開催予定の第61回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、以下のとおり変更を行うものであります。
- ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第10条、第13条第3項)
- ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」及び「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第11条、第13条第3項)
- ③ その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- (2) 公告の迅速化、利便性向上ならびに公告手続きの効率化のため、現行定款第5条に定める公告の方法を電子公告に変更するものであります。また、不測の事態に対応するため、予備的な公告方法をただし書きにより定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。(現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。)

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第5条 (公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載して行 う。	第5条 (公告方法) 当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事 故その他やむを得ない事由によって電子公告によ る公告をすることができない場合は、日本経済新 聞に掲載して行</u> う。 (削除)
第7条 (株式の発行) 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条～第9条 (記載省略)	第7条～第8条 (現行どおり)
第10条 (単元未満株券の不発行) 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満 株式に係る株券を発行しない。 但し、取締役会の定める株式取扱規則に定める ところについてはこの限りではない。	(削除)
第11条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げ る権利以外の権利を行使することができない。 (1)～(3) (記載省略)	第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式につ いて、次に掲げる権利以外の権利を行使するこ とができない。 (1)～(3) (現行どおり)
第12条 (記載省略)	第10条 (現行どおり)
第13条 (株主名簿管理人) (記載省略) 2. (記載省略) 3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以 下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿 の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予 約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、 これを株主名簿管理人に委託し、当社におい ては取扱わない。	第11条 (株主名簿管理人) (現行どおり) 2. (現行どおり) 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成 並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権 原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に 委託し、当社においては取扱わない。
第14条～第41条 (記載省略) (新設)	第12条～第39条 (現行どおり) 附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置き その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを 株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱 わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有 効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条 を削るものとする。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年 6 月26日（金曜日）
平成21年 6 月26日（金曜日）

以上